Ｊ１０６及びＪ１０７　削除
Ｊ１０８　鼻出血止血法（ガーゼタンポン又はバルーンによるもの）　240点
Ｊ１０９　鼻咽腔止血法（ベロック止血法）　440点
Ｊ１１０　削除
Ｊ１１１　耳管ブジー法（通気法又は鼓膜マッサージの併施を含む。）（片側）　45点
Ｊ１１２　唾液腺管ブジー法（片側）　45点
Ｊ１１３　耳垢栓塞除去（複雑なもの）
　１　片側　100点
　２　両側　150点
　注　６歳未満の乳幼児の場合は、50点を加算する。
Ｊ１１４　ネブライザー　12点
　注　入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。
Ｊ１１５　超音波ネブライザー（１日につき）　24点
　（整形外科的処置）
Ｊ１１６　関節穿刺（片側）　100点
　注　３歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。
Ｊ１１６－２　粘（滑）液嚢穿刺注入（片側）　80点
Ｊ１１６－３　ガングリオン穿刺術　80点
Ｊ１１６－４　ガングリオン圧砕法　80点
Ｊ１１７　鋼線等による直達牽引（２日目以降。観血的に行った場合の手技料を含む。）（１局所を１日につき）　50点
　注１　３歳未満の乳幼児に対して行った場合は、所定点数に50点を加算する。
　２　消炎鎮痛等処置を併せて行った場合は、鋼線等による直達牽引の所定点数のみにより算定する。
Ｊ１１８　介達牽引（１日につき）　35点
　注　消炎鎮痛等処置を併せて行った場合は、主たるものいずれかの所定点数のみにより算定する。
Ｊ１１８－２　矯正固定（１日につき）　35点
　注　消炎鎮痛等処置を併せて行った場合は、主たるものいずれかの所定点数のみにより算定する。
Ｊ１１８－３　変形機械矯正術（１日につき）　35点
　注　消炎鎮痛等処置を併せて行った場合は、主たるものいずれかの所定点数のみにより算定する。
Ｊ１１９　消炎鎮痛等処置（１日につき）
　１　マッサージ等の手技による療法　35点
　２　器具等による療法　35点
　３　湿布処置　35点
　注１　１から３までの療法を行った場合に、療法の種類、回数又は部位数にかかわらず、本区分により算定する。
　２　同一の患者につき同一日において、１から３までの療法のうち２以上の療法を行った場合は、主たる療法の所定点数のみにより算定する。
　３　３については、診療所において、入院中の患者以外の患者に対し、半肢の大部又は頭部、頸部及び顔面の大部以上にわたる範囲の湿布処置が行われた場合に算定できる。
　４　区分番号Ｃ１０９に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料を算定している患者に対して行った消炎鎮痛等処置の費用は算定しない。
Ｊ１１９－２　腰部又は胸部固定帯固定（１日につき）　35点
Ｊ１１９－３　低出力レーザー照射（１日につき）　35点
Ｊ１１９－４　肛門処置（１日につき）　24点
　（栄養処置）
Ｊ１２０　鼻腔栄養（１日につき）　60点
　注　区分番号Ｃ１０５に掲げる在宅成分栄養経管栄養法指導管理料、区分番号Ｃ１０５－２に掲げる在宅小児経管栄養法指導管理料又は区分番号Ｃ１０９に掲げる在宅寝たきり患者処置指導管理料を算定している患者に対して行った鼻腔栄養の費用は算定しない。
Ｊ１２１　滋養浣腸　45点
　（ギプス）
通則
　１　既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合は各区分の所定点数の100分の20に相当する点数を算定する。
　２　区分番号Ｊ１２３からＪ１２８までに掲げるギプスをプラスチックギプスを用いて行った場合は当該各区分の所定点数の100分の20に相当する点数を所定点数に加算する。
　３　３歳未満の乳幼児に対して区分番号Ｊ１２２からＪ１２９－４までに掲げるギプスの処置を行った場合には、当該各区分の所定点数の100分の50に相当する点数を所定点数に加算する。
Ｊ１２２　四肢ギプス包帯
　１　鼻ギプス　310点
　２　手指及び手、足（片側）　490点
　３　半肢（片側）　780点
　４　内反足矯正ギプス包帯（片側）　950点
　５　上肢、下肢（片側）　1,200点
　６　体幹から四肢にわたるギプス包帯（片側）　1,700点
Ｊ１２３　体幹ギプス包帯　1,250点
Ｊ１２４　鎖骨ギプス包帯（片側）　1,250点
Ｊ１２５　ギプスベッド　1,400点
Ｊ１２６　斜頸矯正ギプス包帯　1,500点
Ｊ１２７　先天性股関節脱臼ギプス包帯　2,000点
Ｊ１２８　脊椎側弯矯正ギプス包帯　3,000点
Ｊ１２９　治療装具の採型ギプス
　１　義肢装具採型法（１肢につき）　200点
　２　義肢装具採型法（四肢切断の場合）（１肢につき）　700点
　３　体幹硬性装具採型法　700点
　４　義肢装具採型法（股関節、肩関節離断の場合）（１肢につき）　1,050点
Ｊ１２９－２　練習用仮義足又は仮義手
　１　義肢装具採型法（四肢切断の場合）（１肢につき）　700点
　２　義肢装具採型法（股関節、肩関節離断の場合）（１肢につき）　1,050点
Ｊ１２９－３　義肢装具採寸法（１肢につき）　200点
Ｊ１２９－４　治療装具採型法（１肢につき）　700点